

法務省司審第562号
令和6年7月25日

認証紛争解決事業者 各位

法務省大臣官房司法法制部審査監督課長

法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する省令について（通知）

平素は、認証ADR制度の運用に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号）に基づき制定された「法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」（平成15年法務省令第11号。以下単に「規則」という。）が改正されました。

これを受けて、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号。以下単に「法」という。）第5条が規定する認証申請を始めとした法が規定する各種申請・届出の手続（※）につきまして、現在実施している電子メールによる申請・届出の方法を整理いたしました。

つきましては、規則第4条第2項ただし書が規定する各種申請・届出を行った者を確認するための「措置」の「定め」を含む「電子メールによる申請・届出マニュアル」を別添のとおり定めましたので、通知します。

なお、別添マニュアルにつきましては、本年8月1日から施行し、それ以降、当係に電子メールにより提出された申請・届出に適用することにいたしますので、御注意ください。

※ 以下の申請・届出を対象といたします。

- ①認証申請（法第5条）、②変更認証申請（法第12条第1項）、③変更等の届出（法第13条第1項及び第2項）、④合併等の届出（法第17条第1項）、⑤解散の届出（法第18条第1項）、⑥事業報告書等の提出（法第20条）、⑦報告書の提出（法施行規則第18条第1項）

【問合せ先】

東京都千代田区霞が関1-1-1
法務省大臣官房司法法制部審査監督課
紛争解決業務認証係
電話 03-3580-4111（代表）内線 5923
03-3592-7853（直通）

電子メールによる申請・届出マニュアル

「法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」（平成15年法務省令第11号。以下単に「規則」といいます。）の改正により、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号。以下単に「法」といいます。）が規定する各種申請・届出の電子メールによる手続を以下のとおり整理いたしましたので、遵守願います。

なお、従前のおおりに、郵送による申請・届出も受け付けております。

1. 送信先の電子メールアドレスは、以下のとおりとします。

adr-c●i.moj.go.jp

あるいは

adr-c01●i.moj.go.jp

迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「●」としています。電子メールを送信する際には、「@」（半角）に置き換えてください。

2. 電子メールの標題には、申請等を行う事業者名を必ず記載してください。また、申請・届出等の前に相談を行い当係の職員との間で事前にやり取りが行われている場合には、当該職員の名前を記載願います。

なお、複数回に分けてメール送信する場合には、題名に「○／○」など、全体の送信数が分かるように明示してください。

（例）【●●●●（事業者名）】認証取得に係る申請○／○（担当：●●（担当者名））

3. 送信する申請書、届出書及び報告書につきましては、所定の様式（様式第1号から様式第7号）を使用し、「認証申請・届出の手引」に従い、必要事項を記録してください。

また、各書面の右上に記載する日付は、メール送信日と一致願います。

4. 認証申請書（様式第1号）及び変更認証申請書（様式第3号）の収入印紙並びに原本の確認を要する一部の添付書類（住民票の写し又はこれに代わる書類、誓約書、医師の診断書）は別途郵送が必要となりますので、収入印紙は申請書の該当箇所（認証申請書第2面及び変更認証申請書第1面）に貼り付けし、当該部分のみ以下の郵送先まで郵送願います。（郵送先）

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

法務省大臣官房司法法制部審査監督課紛争解決業務認証係

電子メールによる申請・届出マニュアル

5. 電子メール本文には、御担当者の所属、名前及び電話番号を記載してください。
6. 規則第4条第2項ただし書が定める各種申請・届出を行った者を確認するための「措置」を、それぞれ以下のとおりとします。なお、(2)の確認を実施いたしますので、認証申請以外の申請・届出につきましては、必ず当係に事前に登録している電子メールアドレスから送信願います。
 - (1) 認証申請について
送信及び郵送された書類の真正の確認により、申請を行った者（法人を含みます。）を確認します。
 - (2) (1)以外の申請・届出について
当係に事前に登録している電子メールアドレス（認証処分時に登録したもの、又はそれから変更した旨、当係に事前に同電子メールアドレスから連絡したもの）から送信されていることを確認します。
なお、個人である認証紛争解決事業者の法定代理人又は同居の親族が法第13条第2項に規定する届出をする場合には、(1)の措置となります。